

判決概要① (R5.11.22 名古屋高裁判決)

1. 第一審の概要	
判決日	令和元年 8 月 2 日 (事件番号 : 平成 25 年(ワ)第 2710 号、同第 5612 号、平成 26 年(ワ)第 884 号、平成 28 年(ワ)第 612 号、同第 5238 号)
裁判所	名古屋地方裁判所 (民事第 8 部)
裁判官	[裁判長裁判官] 桃崎剛、[裁判官] 澤田真里、前田志織
一番原告らの請求内容の概要	<p>本件事故が発生したことにより、福島県内から愛知県、岐阜県及び静岡県へ避難を余儀なくされたと主張する者又はその相続人である原告らが、被告東電に対しては、福島第一原発の敷地高さを超える津波の発生等を予見しながら、福島第一原発の安全対策を怠ったと主張して、原賠法 3 条 1 項、民法 709 条又は 717 条 1 項に基づき、被告国に対しては、経済産業大臣が被告東電に対して電気事業法に基づく規制権限を行使しなかったこと等が違法であると主張して、国賠法 1 条 1 項に基づき、連帯して、慰謝料等の支払いを求める事案。</p> <p>※ (出典) 地裁判決正本における「第 1 部 請求及び事案の概要> 第 2 章 事案の概要」</p>
2. 控訴審の概要	
判決日	令和 5 年 11 月 22 日 (事件番号 : 令和元年(ネ)第 801 号)
裁判所	名古屋高等裁判所 (民事第 1 部)
裁判官	[裁判長裁判官] 松村徹、[裁判官] 入江克明、本松智
判決の概要 (損害論)	<p>○被侵害利益ないし損害額 (慰謝料額) の算定方法について :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一番原告らの避難や、その後の避難生活が本件事故と相当因果関係が認められるか、認められるとしてその期間をいつまでとするのが相当かについては、一番原告らが本件事故当時に居住していた場所がいかなる区域であるのみならず、避難及び避難生活に関する個別の事情を考慮した上で判断。本件事故と避難との相当因果関係については、主として、本件事故当時の住所、避難の時期、避難の理由などを考慮することとし、本件事故と避難生活の相当因果関係については、避難継続の社会通念上の必要性を判断 (P180~181) 。 ・精神的損害については、本件事故と相当因果関係がある避難及び避難生活を行った一番原告らは、本件事故により平穏な日常生活を送る権利が侵害されたと解するのが相当であるとしている (P186) 。 ・慰謝料額の認定に当たっては、一番原告らの事故当時の住所だけではなく、避難の必要性、困難性、無形の不利益の大小、相当因果関係のある避難生活の期間の長短、その間の生活の困難性や不便性その他一番原告らについて認められる一切の事情を考慮して相当と認める額を認定すべきとした (P186) 。 ・避難を余儀なくされた点、避難の継続、ふるさと喪失等の慰謝料を類型化せず、個々の事情を考慮し算定。

	<p>○損害額（慰謝料額）について：</p> <p>① 帰還困難区域について、1,500 万円</p> <p>② 居住制限区域について、900 万円</p> <p>③ 避難指示解除準備区域について、850 万円</p> <p>④ 緊急時避難準備区域について、180 万円</p> <p>⑤ 自主的避難等対象区域について、15～120 万円</p> <p>⑥ 県南区域について、15、50 万円</p> <p>○中間指針について：</p> <p>・中間指針は、原賠法 18 条 2 項 2 号に依拠して、原賠審において、多数の被害者への迅速、公平かつ適正な賠償を行うとの見地から、過去の裁判例並びに慰謝料額の基準も踏まえて定めた基準であるから、一応の合理性を有するが、その性質上、当裁判所の判断を拘束するものではない（P179）。</p>
3. 最高裁決定の概要	
決定日	令和 8 年 1 月 22 日（事件番号：令和 6 年(オ)第 1041 号、令和 6 年(受)第 1331 号、令和 6 年(オ)第 1042 号、令和 6 年(受)第 1332 号)
裁判所	最高裁判所（第一小法廷）
裁判官	[裁判長裁判官]安浪亮介、[裁判官] 岡正晶、宮川美津子、中村慎
決定の内容 （上告/上告受理申し立て）	[国] 上訴せず [東電] 上訴せず [原告] 上告棄却/上告不受理

(参考) 類型化された認定慰謝料額と東電基準、中間指針ないし中間指針第五次追補及び確定7判決の認容額との比較

	帰還困難区域	居住制限区域	避難指示解除 準備区域	緊急時避難 準備区域	自主避難等対象区域	県南地域
認定 慰謝料額	1500万円	900万円	850万円	180万円	一般 15~120万円 子供・妊婦 15~120万円	一般 15、50万円 子供 50万円
第五次追 補を踏まえ た 東電基準	1580万円	1130万円	1130万円	230万円	一般 20万円 子供・妊婦 52万円	一般 10万円 子供・妊婦 28万円
中間指針 ないし 中間指針 第五次追 補	1580万円	1130万円	1130万円	230万円	一般 20万円 子供・妊婦 40万円	対象外
確定7判 決での認 定額	1500~1850 万円	950~1200万 円	900~1320万 円	230~366万 円	一般 8~70万円 子供・妊婦 40~146 万円	一般 13~30万円 子供・妊婦 34~50万 円